

雇児発0607第6号
平成25年6月7日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

児童養護施設の退所者等の就業支援事業の実施について

児童養護施設等に入所し又は里親等に委託する措置をされた児童には、自立支援の充実が必要であるが、児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除された後、就労継続しながら、自立生活をしていく際には様々な困難が想定される。

このため、児童養護施設等入所児童や里親委託児童について退所前・委託解除前及び退所後・委託解除後において就業支援を行う「児童養護施設の退所者等の就業支援事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成25年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

児童養護施設の退所者等の就業支援事業実施要綱

1 目的

児童養護施設の退所者等の就業支援事業は、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は4に掲げる事業内容を適切に実施することができると認められた者であって、かつ、有料職業紹介事業の許可を得ている者に委託して実施できることとする。

3 対象者

次に掲げるものとする。

- (1) 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を退所した者（退所予定の者を含む。）並びにその保護者
- (2) 母子生活支援施設を退所した者（退所予定の者を含む。）
- (3) 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託する措置を解除された者（解除予定の者を含む。）並びにその保護者
- (4) 児童自立生活援助の実施（自立援助ホーム）を解除された者（解除予定の者を含む。）及びその保護者

4 事業内容

児童養護施設等の対象者等に対し、以下に定める事業を実施する。

- (1) 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援
- (2) 雇用先となる職場の開拓
- (3) 就職面接等のアドバイス
- (4) 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ
- (5) その他就業支援に必要な事業

5 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 児童相談所と連携して活動する就業支援チームを設置すること。
- (2) 就業支援チームは児童養護施設の退所者等との信頼関係の構築に努めること。
- (3) 就業支援チームは児童養護施設の退所者等及びその保護者の意向に配慮すること。
- (4) 就業支援チームは児童養護施設の退所者等が入所していた施設等との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し、効果的に支援ができるよう努めること。
- (5) 事業の実施にあたっては、児童養護施設の退所者等や事業主が相談しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。
- (6) 事業の実施により得られた個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮する

こと。

6 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。